

地方独立行政法人会計基準等研究会
公営企業型地方独立行政法人部会
(平成20年度第4回)

【開催日時等】

- 開催日時：平成20年5月26日(月) 14:00～16:00
- 場所：総務省 601会議室
- 出席者：会田部会長、石田委員、櫻谷委員、野口委員、宮内委員、森田委員、
米畑大臣官房審議官、平嶋公営企業課長、井上公営企業経営企画室
長、濱田地域企業経営企画室長

【議題】

公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方

【配布資料】

- 資料1 論点メモ 公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方
- 資料2 論点メモ2 運営費負担金等の扱いに関する論点
- 資料3 論点メモ3 公営企業型地方独立行政法人への設立団体助成のあり方
- 資料4 減損会計基準(案)
- 資料5 健全化法における公営企業の減価償却前経常利益による負債解消可能額
算定方式
- 資料6 公営企業型地方独立行政法人会計基準新旧(案)
- 資料7 公営企業型地方独立行政法人に対する設立団体からの財政措置の分類

【概要】

- 資料1～7について事務局より、それぞれ説明を行った。
- 公営企業型地方独立行政法人の減損会計導入の基本的考え方について、事務局の考えに対する強い反対はなく、今回は、今回の部会における指摘事項への対応案について事務局から報告し、引き続き検討を行うこととなった。
- 委員からの主な指摘等
 - 減損会計基準(案)第1「本基準の目的及び減損の定義」に関し、特定施設の減損についても「資産の収益性の低下」により判断することとなるのか。
 - 減損会計基準(案)注解2「資産又は資産グループ間における財政調整について」に関し、減損の兆候の把握は、中期計画における法人全体の損益収支の内訳(各資産又は資産グループ毎の収益)との比較によって行われることを、明確にしたほうが良いのではないか。
 - 減損会計基準(案)注解7「本基準の導入前に設立された公営企業型地方独立行政法人の減損損失について」に関し、減損会計基準が設定される前に設立されていた法人に係る措置については、恒久措置(会計基準本文に記載)ではなく経過措置とするべきではないか。
 - 減損会計基準(案)第14「資産見返負債を計上している固定資産に係る減損額の会計処理」に関し、減損損失相当額の収益の計上区分について「臨時収益」とするべきではないか。
 - 公営企業型地方独立行政法人会計基準(案)第27「有形固定資産の評価」

に関し、法人設立時の固定資産の評価については、減損会計基準に基づく回収可能価額を原則とするべきではないか。

- 公営企業型地方独立行政法人会計基準（案）第84「特定施設である償却資産の減価に係る会計処理」に関し、会計基準の変更に伴い特定施設に該当することとなった施設については、過年度損益修正を行うこととなるのか。
- 公営企業型地方独立行政法人会計基準（案）注解59「減価償却の会計処理について」に関し、「その性質上当該公営企業型地方独立行政法人の事業の経営に伴う収入をもって充てることが適当でない業務の用に供する償却資産」であっても、必ずしも全額を運営費負担金等で賄っているとは限らないので、「専ら～（業務の用に供する）」などといった文言を補うのがよいのではないか。

以 上